

新 障 第 8 0 1 号  
令和 3 年 7 月 1 9 日

就労移行支援事業所の長 様  
就労継続支援 A 型事業所の長 様  
就労継続支援 B 型事業所の長 様

福 祉 部 障 が い 福 祉 課 長  
(担当：指定係・就労支援係)

**就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A 型，B 型）を  
在宅において利用する場合の支援について**

日頃より，本市の障がい者施策にご理解，ご協力いただきありがとうございます。

就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A 型，B 型）を在宅において利用する場合の支援の取扱いについては，令和 3 年 3 月 3 0 日付け厚生労働省発の最終改正障発 0 3 3 0 第 2 号「就労移行支援事業，就労継続支援事業（A 型，B 型）における留意事項について」（以下「就労系留意事項通知」という。）の 2（3）のとおり示されておりますが，在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）について，本市の取扱いを下記のとおりとしますので，ご対応願います。

なお，本通知以降，下記の対応を行っていない場合は，**報酬を算定できません**のでご注意ください。

また，本通知により，令和 2 年 1 0 月 1 日付け新障第 1 2 3 4 号「就労継続支援事業等の在宅支援について」は，廃止とします。

記

1 在宅において利用する場合の支援の提供に係る届出について

在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する**前月 2 5 日まで**に，別紙「在宅において利用する場合の支援の提供に係る届出書」を，在宅でのサービス利用を希望する者の住民票のある区の**区役所健康福祉課障がい福祉係**に提出してください。

なお，届出は，**提供する月ごと**に行ってください。

また，これまでの在宅利用者に関しては，8 月提供分から届出が必要なものとします。

2 在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合の要件について

就労系留意事項通知の 2（3）を確認し，遺漏のないようお願いいたします。

なお，運営規程等を変更する場合は，別途，変更届出が必要です。

**【問い合わせ先】**

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602-1

新潟市福祉部障がい福祉課

Email：shogai.wl@city.niigata.lg.jp

(就労移行支援・就労継続支援 B 型) 就労支援係 TEL：025-226-1249

(就労継続支援 A 型) 指 定 係 TEL：025-226-1241